



手続き・申請

就学援助制度をご利用ください

教育委員会学校総務課 (内線7104)

市では、経済的な理由で就学が困難な小中学生の保護者に対し、学校に必要な費用の一部を援助しています。希望する方は学校または学校総務課にご相談ください。

▼対象者 市税に滞納がなく、次の①～③のいずれかにあてはまる方など

- ①児童扶養手当を受給中の方
- ②市・県民税が非課税の世帯の方
- ③世帯全員の所得合計額が基準以下の方 (下表参照)

▼援助の内容 学用品費、通学用品費、新入学学用品費、校外活動費、修学旅行費、医療費、給食費、卒業アルバム費 ※申請した日の属する月の翌月分から支給されます。

▼申請方法 必要書類に記入・押印の上、お子さんの在学する学校へ提出してください。制度のご案内と申請書類は各学校での配布または市ホームページから印刷ができます。

▼対象者 令和3年度小中学校

新入生の保護者のうち、上記の就学援助の対象となる方で令和3年1月1日に市内に住所がある方

▼申請方法

■小学校新1年生の保護者の方 必要書類に記入・押印の上、2月12日(金)(必着)までに学校総務課へ提出してください。

○中学校新1年生の保護者の方 現在、就学援助を受けていない方で、新入学学用品費の支給を希望する場合は、在学している小学校に申請してください。

○令和3年3月1日現在、就学援助の認定を受けている方に



令和2年度認定基準表 (参考)

世帯構成	所得基準額 (持家)	所得基準額 (借家)
小学生、母	約 166 万円	約 238 万円
小学生、父、母	約 220 万円	約 292 万円
小学生 2 人、父、母	約 279 万円	約 351 万円

※世帯の構成人数や年齢などにより所得基準額は異なるため、表は目安の金額です。



については、新入学学用品費は令和3年3月支給分と一緒に支給されるので、改めて申請する必要はありません。

▼お知らせ 小中学校新入生の保護者様に、①就学通知書、②就学援助に関する詳しいご案内について、1月下旬に送付します。



お知らせ (株)フジタから防犯灯を寄贈いただきました 谷和原庁舎プロジェクト推進課 (内線5502)



▶(株)フジタの金子政好所長(左)に感謝状を手渡す小田川市長(右)

福岡地区で進められてきた「福岡工業団地土地区画整理事業」の造成工事がこのほど竣工し、業務代行者として工事を担当していた(株)フジタから地域貢献として、同区域内に防犯灯8機を寄贈いただきました。

12月7日には伊奈庁舎で感謝状の贈呈式が行われ、小田川市長から同社の金子政好所長に、「地域の安全対策として有効に活用させていただきます」と感謝状が手渡されました。



お知らせ 市競争入札参加資格申請を受け付けます 伊奈庁舎財政課 (内線2205)

令和3・4年度において、市が発注する建設工事、業務委託および物品納入などの競争入札へ参加を希望する方の「入札参加資格申請」の受け付けを行います。

ホームページでご確認ください。 申請方法 郵便でのみ 登録期間 令和3年4月1日～令和5年3月31日

▼受付期間 1月25日(月)～2月26日(金)(土、日、祝日を除く) 提出書類 申請書・添付書類などの詳細については、市